

地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について

文化部活動の地域移行の「受け皿」としては、地域の文化芸術団体や民間教室、芸術系大学、それら団体に所属している会員などが外部指導者となること等が考えられる。

都市部でも地方部でも、どの地域においても、ICT活用も含め、生徒に文化芸術に親しむ機会を提供する団体等の十分な整備や、質・量ともに十分な指導者の確保が必要である。

また、現在、学校の文化部活動の指導を担っている教師の中には、地域での指導を希望する者もおり、そのような教師が引き続き地域で指導を担えるようにしていく必要がある。

1. 地域の文化芸術団体等の整備充実、指導者の質・量の確保方策

① 現状と課題

○ 中学校等の生徒が地域において文化芸術に親しめるようにするため、地域の実情に応じて、多様な実施主体を想定しながら、それらの整備充実を進める必要があるが、中学校における地域のスポーツ・文化団体との連携実績について、「特段の連携をしていない」と回答している公立中学校の割合は 51.4%となっており¹、地域における文化団体等と学校との連携が十分でないところが多い。

○ 地域移行に向けての取組において、学校で外部指導者による指導が行われる状況も見られる中、生徒にとってふさわしい文化芸術に親しむ環境を整備するためには、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要がある。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言や暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。

○ 指導者の確保なども含む地域における文化芸術に親しむ環境の整備充実について、文化庁の「地域文化倶楽部（仮称）創設に向けた実践研究」を進めたり、地方自治体や地域で独自の取組を行ったりするなど、積極的に取り組んでいる地域がある。

取組内容としては、既存、もしくは新たに立ち上げられた NPO 法人が受け皿となっているもの、地域の交響楽団や吹奏楽団、伝統芸能等の文化芸術団体と連携して外部指導者が派遣されているもの、教師等が兼職兼業の許可を得て指導に当たっているものなど、様々な事例がある。

② 求められる対応

○ 文化部活動の実態を踏まえて、文化芸術団体等と連携して人材バンクを設け外部指導者を派遣したり、外部指導者の確保が困難な地域において、遠隔地の指導者による ICT を活用した合同練習や専門的な個別指導を併用したりするなど、地域の実情に応

¹ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」（平成 29 年度）

じて、取組を始めている状況も見られる。各自治体でもこれらを参考に実施可能な部分から少しずつでも取組を行っていくことが考えられるのではないかと。

- 指導者の質の確保としての観点からは、自治体の事例において、専門家による合同練習会の実施や外部指導者向けの研修動画を作成し、外部指導者が受講している事例が見られる。地域でそれぞれの実情にあった次代の指導者を育成していく仕組みづくりに取り組むことが考えられるのではないかと。その際、文化部活動で留意する必要がある著作権についても理解を深められるようにすることが重要である。
- 国は各地方自治体における取組の参考となるよう、こうした事例を資料としてまとめ、提供するとともに、各地方自治体においては、これらの事例も参照しつつ、当該地域の実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくことが必要である。

(参考)「地域文化倶楽部(仮称)の創設に向けた実践研究」における実践事例

○兵庫県淡路市等

- ・市教委が指導において求められる事項やサービスについての研修動画を作成
- ・活動場所が学校の場合、ボランティア、代行員などを活用し安全管理を工夫

○富山県朝日町

- ・スポーツ、文化活動の幅広い提供を目指してコミュニティクラブを設立
- ・週2日、外部指導者と顧問による指導

○静岡県掛川市

- ・地域楽団の楽団員や音楽活動経験者などが受け皿となるNPOを設立
- ・合唱、吹奏楽などについて、週2日公共施設なども活用して実施

○徳島県徳島市(地域の文化芸術団体との連携)

- ・地域の交響楽団のジュニアオーケストラや地域の伝統芸能である人形浄瑠璃の団体との連携し、地域の指導者による指導

○新潟県胎内市

- ・地域の指導者とICTの活用による遠隔地の指導者からの専門的な指導により合同部活動を実施

○NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部

- ・子供たちの自主性・主体性を最大限に尊重した活動を展開
- ・企業などから協賛を得る工夫

- その際、地域における文化芸術に親しむ環境の効果的・効率的な整備充実に向け、まずは、各市町村の文化振興の担当部局や組織・団体、学校等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、関係者を集めた委員会など、定期的・恒常的な連絡調整を行える場など体制を整備する必要がある。

また、そうした委員会等において、地域における文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にしておくことも必要である。

2. 地域の文化芸術団体等への支援

①現状と課題

- 生徒に対して、安定的・継続的に文化芸術に親しむ機会が確保されるよう、生徒向けの文化活動を実施する地域の文化芸術団体等の整備充実を進めていく必要がある。
- 国による地域の文化芸術団体等への支援としては、学校や地域における子供たちの文化芸術に親しむ機会の充実に向けた文化庁事業があり、文化部活動の地域移行に向けた事業も含まれている。

②求められる対応

- 文化部活動の地域移行に向けて中学生向けの文化活動を実施する団体等については、その運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制の育成を促すことが基本だが、予算の充実を検討する必要がある。あわせて、団体等においては、透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要がある。
- また、公的な支援だけでなく、地元の企業などによる楽器などの寄附や地域の文化芸術振興のための基金の設立なども想定され、市町村や地域において、当該地域の実情に応じて支援体制を整備する必要がある。
- 支援の在り方については、地域の実情に応じて様々な方策が想定され、上記1.と同様に、各地方自治体における取組の参考となるよう、文化庁において、それらの事例を参考資料としてまとめる予定であり、各地方自治体において、これらの事例も参照しつつ、取組を着実に進めていくことが必要である。

3. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）

①現状と課題

- 地域において優れた指導者を確保することについて、地域移行の過渡期においては質・量ともに十分な指導者の確保が課題となることが考えられる。
- 公立学校の教師等の公務員の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ、地域での指導を強く希望する者もいることから、これらの者が兼職兼業の許可を得る

などにより地域で指導できるようにすることが考えられる。こうした教師等の協力を得られれば、地域文化芸術振興の観点からも効果的である。

- 地域の文化活動に従事することを希望する公立学校の教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、報酬を受けて行う場合などには、任命権者（県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会）の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には地域団体の業務に従事することが可能である。
- 一方で、教師等が兼職兼業の許可を得るなどして地域で指導する際に、本来業務へ影響が生じないようにするとともに、心身に過重な負担とならないようにする必要がある。また、教師が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、保護者等からの要望や周囲からの同調圧力等により兼職兼業の許可を申請するなどして従事せざるを得ないような事態が生じることを防がなければならない。
- 教師等が地域における文化活動等で指導に当たる際には、居住する地域や勤務する地域での文化活動等において指導をすることが想定されるが、勤務する地域で指導する際は、異動や退職に伴い、そこでの指導者を辞めてしまうことも考えられる。

②求められる対応

- 地域での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるようにする必要がある。
- 地域において指導に当たることについては、指導者として雇用契約を結んで指導に従事させる場合だけでなく、業務委託契約等による場合も想定される。
教師等の兼職兼業については、現行制度下においても各教育委員会等の判断で実施可能なものであり、文部科学省が通知（『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」令和3年2月17日）で示した地域の文化芸術団体等に雇用されて指導に従事する場合のみならず、業務委託契約等により指導を担う場合も考えられ、このような教師等の兼職兼業の対象となりうる例を国から教育委員会等に対して周知する必要がある。
なお、業務委託契約等については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月（令和2年9月改定））において、労働基準法の労働時間規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は認められないなどとされていることに留意する必要がある。また、教師の健康管理や事故が発生した場合の対応等が、雇用契約の場合とは異なる取り扱いとなることに留意する必要がある。
- 各教育委員会等においては、指導に関して高い能力や意欲がある教師等が、地域に

において指導に従事し、今後とも地域の子供たちなどのためにその指導力を十分に発揮できるように、速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要がある。

○ また、教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に確認するとともに、勤務校等における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会等に対して周知する必要がある。

○ 教師等が地域の指導に従事する際、異動や退職にかかわらず継続的に同じ文化芸術団体等で指導に携わることが、活動に参加する子供たちにとって望ましい。

そのため、地域の文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地、異動や退職があっても当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、教育委員会等と連携し継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する必要がある。また、指導者としての勤務時間や労務災害に関する管理体制の明確化などの配慮も必要である。

地域における文化施設の確保方策

文化部活動の地域移行の活動場所としては、社会教育施設や文化施設が考えられる。

公民館は全国で約 14,000 となっており、地域による差はあるものの、市町村における設置率は 8 割を超えており比較的高い。その他、劇場・音楽堂、生涯学習センターなどの設置数は、それぞれ約 1,800、約 500 となっている。²

生徒が地域において文化芸術に親しむ機会を確保するためには、十分な数の施設の確保が不可欠であるため、地域における施設の確保方策等について整理するものである。

1. 想定される文化施設

① 現状と課題

- 上記の社会教育施設や文化施設は文化部活動の受け皿となることが可能であり、活動場所として活用している事例もあるが、近くに施設がない、または楽器の搬出入の問題などにより、学校の音楽室などで活動している場合も多い。

② 求められる対応

- 引き続き、中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめ、上記の社会教育施設や文化施設、さらには小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの利用も考えられる。

2. 円滑な学校施設の利用の促進とその管理の在り方

① 現状と課題

- 上記 1. の通り、引き続き、中学校施設の利用が想定されるが、その場合、多くの団体等が学校施設を利用することになるため、利用ルールの改善や団体間での調整が必要となる。
- また、各地方自治体が定める学校施設利用の規則において、営利を目的とした利用が認められない場合には、中学生等をはじめとする地域住民を受け入れようとする民間事業者が行う文化教室等であっても、営利を目的とした利用にあたるとして学校施設の利用が認められない可能性がある。

② 求められる対応

- 地域移行に協力しようとする多様な団体等が学校施設を円滑に利用できるよう、地域の文化振興担当部署や教育委員会の担当部署、各文化芸術団体等が連絡・調整する

² 文部科学省「平成 30 年度社会教育調査」

ための協議会を設立し、様々な団体向けの利用ルール等を策定することや、指定管理者制度や業務委託の活用など学校の負担なく利用の割当ての調整を行う仕組みを設けることなどが必要である。なお、必要に応じて、地域スポーツ担当部署や各スポーツ団体等とも調整することが考えられる。

その際、地方自治体の実務担当者向けの「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）や「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月）も参考にすることが考えられる。

- 学校の正規の教育課程である授業を除き、学校行事で使わない放課後や休日の時間帯は、中学生をはじめとする地域住民のための文化施設としての利用を促進することが考えられる。
- 学校施設の利用に際して、営利を目的とした利用を一律に認めない規則や、そうした運用を行っている地方自治体においては、文化部活動の地域移行を推進するため、中学生等をはじめ地域住民を受け入れて文化活動を行おうとする民間事業者等に対しては、学校施設の利用が可能となるよう規則改正や運用改善を検討する必要がある。
- また、文化部活動の地域移行に協力するため、中学生等をはじめ地域住民を対象とする文化活動を行う団体等に対しては、学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど負担軽減のための措置を検討する必要がある。

大会・コンクールの在り方

中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等としては、主に

- ◇全国中学校文化連盟による全国中学校総合文化祭
- ◇分野の団体が主催する全国大会及び各都道府県等の分野の団体が主催する大会
- ◇その他の団体等の主催する大会

などがある。

文化部活動の大会等といった場合、分野によって状況は異なっている。例えば、吹奏楽部や合唱部においては、複数の大規模な全国大会と、各大会につながる都道府県大会、ブロック大会が行われており、これに定期演奏会やイベント・行事などを併せ、大会・コンクールやイベント等に追われるという状況も見られる。

一方で、美術部などにおいては、展覧会や発表会などの行事・イベント等に参加するものの、競争性や頻度は、必ずしも高くない状況が見られる。

全国規模の大会等とそこにつながるブロック大会等は、生徒にとって、日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会を提供し、生徒の文化活動への意欲を高め、技能の向上に寄与してきた。

一方で、大会等の在り方については、ガイドラインにおいて、「文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、単一学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用など運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う」こととされた。

また、平成31年中教審答申において、「学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、(中略)学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである」、「勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である」と指摘されている。

これらを踏まえた具体的な改革の歩みはようやく緒に就いたばかりであり、中学校等の生徒にふさわしい大会等の在り方についても整理するものである。

1. 今後の大会等の在り方

(1) 地域の文化芸術団体等に所属する生徒の大会等参加機会の確保

①現状と課題

- 大会等においては、複数校での合同グループの参加が可能な部門が設定されていたり、地域での文化活動に参加している中学生は一般の部で参加可能であったり、単一

学校から複数グループの参加を可能とするなど、様々な工夫が行われている。

- ただし、全国大会等につながる部門の参加資格は学校単位に限定されているなど、地域の文化芸術団体等に所属する生徒が、練習の成果を発揮し、また他の学校や地域の団体等に所属する生徒との切磋琢磨ができる環境に限定がかけられてしまう現状となっている。

②求められる対応

- 令和5年度から、各地域において、休日の文化部活動の段階的な地域移行が進み、地域の団体等に所属する生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、地域の文化芸術団体等に所属する生徒の大会等参加の機会が確保されるよう、国から大会等主催者に対し、参加資格について、学校単位だけでなく地域の団体等の参加も認めることを要請するとともに、国は、令和5年度以降の中学校等の生徒を対象とする全国規模の大会等について、地域の団体等も参加できる大会等に対して、引き続き、後援名義、賞の授与等の支援を行う必要がある。

(2) 全国大会をはじめとする大会・コンクールの在り方

①現状と課題

- 中学校等の文化部活動が参加する大会・コンクールには、様々なものがあるとともに、全国中学校文化連盟が開催する総合文化祭は、推薦による出場校が発表や展示を行う場として開催されるなど、いずれも中学生の日頃の成果の発表の場となっている。
- 大会等は、生徒が切磋琢磨する機会となっており、専門的な活動に進むきっかけや技能向上等に寄与してきた。一方で、一部には、生徒や保護者、指導者が、より上を目指そうとして、練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等につながる状況等がみられる。
- 今後の地域での文化芸術に親しむ環境としては、生涯にわたって芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力が育成できるものが望まれる。そのため、自分なりのペースで文化芸術に親しみたい生徒向けの活動などが充実されていくことが望まれるところである。

②求められる対応

- 少子化や学校の働き方改革の進展、学校に代わって地域において文化芸術に親しむ環境が整備されていく方向性を踏まえ、関係団体等において、中学校等の生徒向けの大会等の意義、生徒にとってふさわしい大会等の在り方や、適切な大会等の運営体制などについて検討する必要がある。

また、生徒の心身の負担や保護者による金銭等の負担が過重にならないよう、国が

ら、関係団体等に対して、関係者で協議して今後の大会等の在り方の検討を要請する必要がある。

2. 大会・コンクール等の引率や運営に係る教師の負担の軽減

(1) 大会等参加の引率

①現状と課題

- 中学校等の生徒が参加する大会等の多くは休日（教員の勤務を要しない日）に開催されており、こうした休日の大会に生徒を引率し、指導する者、あるいは音楽系の場合の指揮者として、まず「教師」が想定されているが、指導に熱意を持ってあたる教師もいる一方で、休日に引率することに負担を感じている教師もいると考えられる。
- 文化部活動の大会等について、引率や指導・指揮等に関する規定が必ずしも設けられているとは限らないが、日ごろからの指導面や生徒の安全管理面から、顧問である教師が、引率や指揮者として参加している場合が多く、さらに、一部の地方自治体においては、外部指導者による引率を認めておらず、適切な外部指導者がいたとしても、教師が引率せざるを得ないところもある。

②求められる対応

- 大会への生徒の引率について、ガイドラインを改訂し、部活動指導員を配置している部については、原則として部活動指導員が単独で担うことや、生徒数が多いことなどから移動の際の安全確保のために、複数の者で引率する必要がある場合であっても、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備する必要がある。
- そのため、国は、大会主催者等に対して、大会参加資格の緩和と合わせて、引率規定の見直しをはかるよう要請する必要がある。

(2) 大会運営への従事

①現状と課題

- 大会運営は、大会主催者である団体等の責任により行われるものであり、大会運営への参画は中学校等の教師の本来の職務ではない。

しかし、中学校等の参加する大会では、大会参加に当たって大会運営への協力が求められる大会もあり、そのような大会では、大会準備・運営の多くを教師が担っている実態がある。これらの大会においては、教師は、大会への生徒の引率だけでなく、会場設営等の運営に携わっており、負担を感じている教師もいる。また、このような場合に、大会運営に従事することは、教師の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にある。

- このように、大会運営についてはこれまで教師の献身的な働きにより支えられてきた面が大きいですが、学校のみならず社会全体で働き方改革が求められる中、課題を整理し、教師の関与の在り方などを見直していく必要がある。

②求められる対応

- 大会運営は、大会主催者である団体等に所属する職員により担われるべきであり、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いて適切な団体等に外部委託をしたり、アルバイト等を雇用したりして補充すべきである。そのため、国から、全国中文連や各分野団体等に対して、大会運営の体制について適切なものになるよう見直すことを要請する必要がある。

- 教師の中には、分野の団体の役員等に就任して日ごろから団体等の活動に意欲をもって従事している者もあり、そのような者が大会運営に従事することが、生徒の成果発表の場となる大会を開催する上で不可欠な場合もある。

そういった教師が、団体の役員等の立場で適切な報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を得る必要がある。

国は、ガイドラインを改訂し、このような役員等である者を含め、教師が報酬を得て大会運営に従事する場合には、教育委員会は、本人の意思、学校における業務への影響の有無、教師の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかりと確認した上で、兼職兼業の許可を判断すべきことを示す必要がある。

地域の文化活動における会費の在り方

学校の文化部活動においては、部費等として、大会参加費や備品・用具の購入代金、分野の団体等の登録料等に充てるため一定の金額を集めている。ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。

今後、中学校等の生徒が、地域において文化活動に参加する際には、所属する文化芸術団体等に会費を支払うこととなるが、学校の部活動の部費と比べて金額が大幅に上がることがないように、適正な額の会費の在り方等について整理する必要がある。

1. 適正な額の会費の在り方

① 現状と課題

- 前述の通り、学校の文化部活動においては、部費等として一定の金額を集めているが、比較的低廉な額となっている。

- 地域の文化活動に参加する場合は部費等に代わって、会費の支払いが生じることとなる。自分が所属する地域の団体等に対して会費を支払うことは、受け皿となる団体等が継続的・安定的に文化活動の機会を提供していくために必要なことであるが、会費が保護者にとって大きな負担となるような額となると、文化活動に参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れがある。

② 求められる対応

- 地域の団体等の会費については、適正な運営のために必要な額を設定する必要があるが、保護者にとって大きな負担とならないよう、中学校等の生徒を対象とする団体等に対して、社会教育施設、文化施設等の施設について低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したりするなど、地方自治体や国からの支援を行う必要がある。

- 指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、家庭の経済状況にかかわらず、会費の負担自体や、部費と比べて金額が上がることに強い抵抗感を示す保護者が出てくることも想定され、保護者の理解を得ていく必要がある。

- 地域の文化活動に参加する生徒やその保護者、地域住民について、一方的にサービスを楽しむ消費者、受益者という立場ではなく、地域の団体の運営者や指導者等と共に地域において質の高い文化活動を維持し、より良い環境をつくっていく一員であるという意識を醸成していく必要がある。

また、地域の団体等の会費は、サービスの対価という趣旨だけでなく、地域で行う文化活動等の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していく必

要がある。

そのため、例えば、多世代が会員となっている団体では、全体の会費収入も活用して中学校等の生徒をはじめとする児童生徒の会費は低額なものとすることや、生徒やその保護者の代表者も、所属する団体等の運営に積極的に参画できるようにするなどの取組を進めることが考えられる。

2. 文化部活動に要する費用の徴収方法等

① 現状と課題

- 学校によっては「部費」を集めずに、代わりに PTA 会費の中に部活動支援等の項目を設けて、保護者から集めた資金の一部を、各部の大会参加費や備品・用具の購入代金、分野の団体等の登録料等に充てている場合がある。この場合、直接部費を払っていないため、「部活動は無料である」という誤解を保護者や生徒に生じさせているのではないかとの指摘がある。

また、PTA 会費からの充当は、部活動に入っていない生徒の保護者も部活動に要する費用を負担していることになるため、事前の理解や了解を得ていない場合には、公平性の観点から課題ではないかとの指摘がある。

② 求められる対応

- 文化部活動に係る費用の徴収方法については、保護者の理解が得られるよう適切なものとしていく必要がある。このため、特に PTA 会費から充当する方法とした場合には、保護者に対する事前の説明と理解を得るとともに、文化部活動に参加していない生徒の保護者には返金するなどの対応を行う必要がある。

3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

① 現状と課題

- 経済的に困窮する家庭においては、地域の団体等への会費を支払うことが難しく、活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも文化芸術に親しむ機会を確保することは重要な課題である。

② 求められる対応

- 経済的に困窮する家庭の生徒の文化活動を支援するため、例えば、各地方自治体において、こうした家庭に対する文化芸術に親しむための費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めることが考えられる。このような各地方自治体での取組に関し、国による支援方策についても検討し、その実現を目指す必要がある。

保険の在り方

これまで、学校の文化部活動で生じた怪我等については、運動部と同様に日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度により補償することが可能な状況であった。一方、地域の文化芸術団体等における活動であれば、災害共済給付制度ではなく、スポーツ安全保険など民間の保険制度を活用することになっていた。これらを踏まえ、文化部活動の地域移行後も、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるよう、保険の考え方等について整理するものである。

1. 保険の加入

① 現状と課題

- 地域における文化活動については、災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域で文化活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要があるとともに、指導を受ける生徒だけでなく、指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、指導者も保険加入が望まれる。

② 求められる対応

- 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や障害のある生徒を含む会員の保険加入等を促す必要がある。また、地域の実施主体である法人向けの損害賠償責任保険に加入することも促す必要がある。
- 各分野の団体においては、分野の特性やこれまでの活動状況等を踏まえ適切な補償内容・保険額であるスポーツ保険を選定し、各団体への加盟に当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、事故が生じても適切な補償を受けられるようにする必要がある。

2. 保険の補償内容

① 現状と課題

- 地域における文化活動を対象とする保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険などがあるが、災害共済給付制度による補償内容とスポーツ安全保険による補償内容を比較すると、スポーツ安全保険には賠償責任保険が含まれるなど、補償内容が手厚い面がある。一方で、死亡や後遺障害が生じた場合の補償では、災害共済給付制度では死亡は 3,000 万円、第 1 級の後遺障害では 4,000 万円となっているが、スポーツ安全保険では、それぞれ 2,000 万円、3,000 万円となっており、補償額が低くなっている。

②求められる対応

- 地域で文化活動を行う生徒やその保護者が安心できるよう、災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要がある。そのため、国から、公益財団法人スポーツ安全協会に対して、補償内容の充実を要請する必要がある。